安永八亥三月朔日
小堀和泉守様

口触

一家業にいたし候諸殺生ハ明八日より差免候間、此方支配中不残様可触知者也

亥三月七日

右之通被仰出候、以上　惣代

安永八亥三月七日

乍恐御礼奉申上候

一今度四ケ所漁師札、先規之通御改被遊、御書御札数弐拾六枚御渡被成、難有頂候戴仕候、伏見御支配之内拾六枚、一口村・小倉村三枚慥ニ奉請取申候、御札大切仕紛失不仕候様ニ入念、尤御進上毎年無滞差上可申候、右御礼乍恐口上書奉差上候、以上

安永八年亥五月廿六日　四ケ村
漁師年寄

地方御役人様

乍恐奉願口上書

一私共儀横大路村漁師共ニ御座候、往古より京地斗川漁渡世ニ致来り候得共、小川ニ而場所狭り渡世ニ掛り不申候付、淀領ニ離レ候橋本小金橋迄之間、凡川上壱里斗伏見様川方御支配之内、小間物漁御免被成下候様奉願上候、為御冥加壱ケ年銀壱枚つゝ可奉差上候間、右之段被為聞召届ケ被下候ハヽ、上々様方川漁等之節、御用等被仰付候ハヽ、急度相勤可申候、御慈悲右願之通被為仰付被下候得者難有可奉存候、以上

安永八亥年九月　横大路村
漁師共

御奉行様

覚

一今朝申遣し候どしやう御用ニ候間、随分はやく候様取寄セとの事ニ付、早々取寄セ大郎八方江御越待入候、右之段申遣し候、已上

安永九子年二月三日　惣代
漁師年寄

彦左衛門殿

覚書

一御諸司代様伏見城山并ニ御船入御順見被遊候節、御船入ニて下木揚ケ、漁御覧奉入奉候、御諸司代名ハまきノ備中ノ守様、伏見御奉行様ハ小堀和泉守様、甚御諸司御儀けんも御覧被遊、右之節御酒代として金子頂戴仕有難奉存候、以上

天明弐壬寅五月十八日　漁師年寄
彦左衛門

山林方　三輪源太左衛門様
山田順右衛門様
竹辺佐左衛門様

御用人大田垣伊右衛門様
御家老小堀権左衛門様

覚

一張網　壱束ニ付かせ糸掛目壱貫弐百目
　此代百目ニ付、五百文かへ
一荒苧　苧弐百目、此代五百文かへ
　百通すき手間、糸合手間共
　此代弐貫文也
惣〆八貫五百文也

寛政弐年戌五月

上役人
大嶋
岡田

覚

一張網　壱束ニ付、かせ糸掛目壱貫弐百文目也
　此代六貫八百七拾弐文
　但掛目百目ニ付五百七拾文かへ
苧掛目弐百目
　此代五百七拾四文かへ
　但掛目百目ニ付弐百八拾文かへ
百通すき手間、糸合手間共
　此代弐貫弐百文
惣〆九貫六百四拾文

文政三辰年二月　弾正町漁師
年寄六右衛門
江戸町　長蔵

御礼銀　山林方　四匁　上役　小泉
　同　杉山
　三匁　猪嶋
　沢野
　松尾
　田村

〆弐拾六（匁脱カ）分也

貝取御ふれ書

大池表之儀者、三ケ所漁師共往古より運上銀相納、第一之働キ場之所、近来猥ニ相成、村々百性共小船を以貝取ニ事寄、品々之漁道具を以魚漁いたし、下木杭杯を相荒候付、見付次第漁師共より差留候得共、夜中又者早朝ニ罷越隠し漁いたし、漁師共業体ニ差支、運上銀納方響ニも相成り、難儀之旨願出候、右体百性共勝手侭ニ勿論之事不埒之事ニ候、向後右体之紛敷漁業致間敷段、百性共江不洩様申付置、若不相用者有之候ハ、当御役所へ早々可申出候、以上

安政三年　向嶋村
辰十二月廿五日　槇嶋村内
　西目賀
　三軒家

伏見御役所　　小倉村

地方　　伊勢田村

同新田村

安田村

右村々

庄屋年寄

地方御役所江書上之写

弾正町分

一ざこ　百五拾荷　壱荷ニ付凡目方八貫匁

一ふな　三百七拾五荷　壱荷ニ付凡目方弐貫匁

一鯉　七拾五荷　壱荷ニ付凡目方壱貫七百匁

一うなき　五拾荷　壱荷ニ付凡目方五貫匁

一なまず　五拾荷　壱荷ニ付凡目方弐貫五百匁

〆七百荷

一口村分

一ざこ　三百九拾荷　目方前同断

一ふな　九百七拾五荷　目方前同断

一鯉　百九拾五荷　目方前同断

一うなき　百三拾荷　目方前同断

一なまず　百三拾荷　目方前同断

〆千八百弐拾荷

小倉村

一ざこ　六拾荷　目方前同断

一ふな　百五拾荷　目方前同断

一鯉　三拾荷　目方前同断

一うなき　弐拾荷　目方前同断

一なまず　弐拾荷　目方前同断

〆弐百八拾荷

三栖村分

一ざこ　百拾四荷　目方前同断

一ふな　弐百八拾五荷　目方前同断

一鯉　五拾七荷　目方前同断

一うなき　三拾八荷　目方前同断

一なまず　三拾八荷　目方前同断

〆五百三拾弐荷

右之通り安政三年辰年分凡之所地方御役所へ漁師四ケ郷より書上可申候事

安政四年

巳正月　　年寄　五郎兵衛

組頭　吉兵衛

翻刻
従古来御札名順代々相続之旧家中古新株夫々名寄并勤功申合等記（No.11）

『　』内は後筆をしめす

弘化二年

従古来御札名順代々相続之旧家中古新株
夫々名寄并勤功申合等記

漁師
弾正町組

乙巳五月

慶長六丑年二月三浦助蔵様河田平右衛門様より漁御札弐拾三枚奉頂戴候内

拾五枚　伏見漁師三拾人
外壱枚　宝暦八寅年増御札

都合拾六枚　内　拾壱枚　弾正町　人数弐拾壱人
五枚　三栖　人数拾壱人

五枚　東一口村　五拾壱人

外弐枚宝暦八寅年増御札

都合七枚　人数七拾四人
三枚　小倉村　弐拾五人

四ケ郷

御札数合弐拾六枚

御役所御帳面ニ

此銀七百拾七匁六分　伏見小倉一口漁師網役運上

但閏月有之年ニ者五拾九匁八分増

右之通御札慶長年中以来御支配代り度々御名御印御改相成奉頂戴来候処、文化五辰年より同七巳年迄、伏見御役所京都町御奉行御支配ニ而同八未年二月伏見御奉行本多大隅守様御改御渡被為成下候写

表

漁師弐人舟壱艘船頭共

一たうあミ　一すまき
一ちんとう　一した木
一ねらひ　以上

右之札銀壱ケ月弐匁三分宛如
先規伏見領豊後橋より下漁可仕者也
札数拾五枚之内

裏

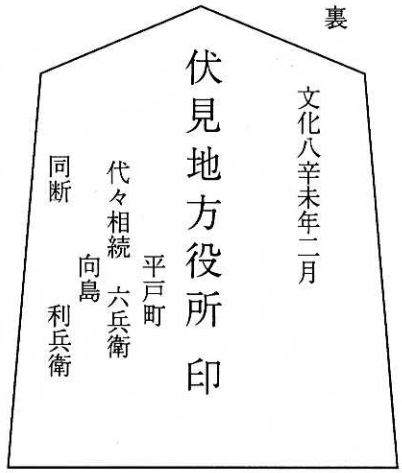

外ニ右之御文言ニ而、伏見分拾四枚名前如左、但名前順共前々より不相替

平戸町　平戸町
代々相続　藤兵衛　七兵衛
伊兵衛買受
同町　同町
同断　四郎兵衛　中絶　与三左衛門
但中古より五郎兵衛と改名
弾正町　弾正町
作右衛門　中絶　源兵衛
吉兵衛譲受
向島下之町　平戸町
代々相続　勘十郎　太郎右衛門
但中古より勘兵衛と改名
弾正町　弾正町
相続　三右衛門　中絶　太郎兵衛
向島下ノ町　同町
代々相続　嘉右衛門　中絶　勘兵衛
弾正町　弾正町
四郎右衛門　代々相続　弥兵衛
八郎兵衛跡立
同町　同町
中絶　茂兵衛　中絶　長兵衛
弾正町　三栖
中絶　彦左衛門　清三郎
同町　同
代々相続　六右衛門　彦兵衛
三栖　三栖
庄助　喜左衛門
同　同
伊兵衛　与兵衛
三栖　三栖
中古より太郎兵衛跡立

庄吉　　加兵衛
同　　同
四郎右衛門　　源左衛門

外ニ宝暦八寅年増御札三枚之内伏見分壱枚増
御札御文言如前

弾正町
中絶　彦左衛門
三栖
五左衛門
都合拾六枚也

一当漁師之儀、濫觴不相分候得共、凡七百何十年余以前より之儀ニ候哉、天仁より保安年中迄御在位鳥羽院様　御遊船御幸之御時、大池之内ニ而鯉之賓巻叡覧被為遊、漁方之御綸旨并御太刀頂戴仕候由、書留一口村ニ有之、数百年在来無紛、天保十三寅年諸商売渡世株仲ケ間御解放被為仰出、御冥加銀上納御免相成、漁師共仲ケ間も如何と当惑いたし候処、慶長六丑年以来ニ而も弐百拾年余年々御運上無滞奉上納来候仲ケ間之儀故哉、前々より之通相替儀無御座、冥加至極難有奉存候ニ付而者仲ケ間内古家名跡断絶相成候も有之歎ケ敷、先々より之漁師札表名前書を以書出し、右名跡相続之分古株旧家と相定、分家等いたし旧家之跡相立来相続之分中古株と相定、中古以来分家又者新規加入之分新株と相定、以後新規加入決而不為致、分家等いたし度もの有之候節者、仲ケ間相談之上、差支無之候ハ、旧家断絶之名跡取立新株ニ差入可申事

一相続人代り度毎名書之上江張紙いたし、実子歟弟歟養子歟肩書いたし可置事

一名前書之上ニ、銘々下木数働方等書付可置事

一名前書之続ニ、仲ケ間用ニ而格別骨折又者功立候儀、先操（繰）書顕し可置事

一不作法いたし候儀有之候ハ、、又々心得違無之様其名前之続ニ是又書顕し可置事

一近比かさつ成儀有之候もの、仲ケ間より彼是察当申出候得共、此度之儀者出役之もの取慎置、名前等も不相認相済、其人々得心之事ニ候得者、其人々ハ勿論一統仲ケ間由緒并故障等別帳ニ書留有之候趣会得いたし居、何事も正路実体ニいたし仲ケ間申合せ堅相守可申事

一当弾正町組漁師名寄帳無之、新古之差別混乱いたし、旧家之内断絶之名跡取立候時節も可有之、段々取調、左之通旧家・中古・新株と三段ニ書顕、向後無違失様銘々調印いたし置候事

弘化二乙巳年五月

古株代々相続之旧家
『もんどり　　弾正町
拾八帖定　　池田屋本家
定立壱ケ所』　　弥兵衛（印）

一年寄家と申ニ者無之候得共、外人年寄不相勤時節ハ大体代々年寄役相勤、前々より諸故障ニ骨折、旧家之内有功之家柄ニ付、此度筆頭

ニ書出し置候事

一文化八未年伊勢田村より願一件ニ付、京都御役所江年寄役ニ付罷出骨折之事

『一明治廿九年副組長退役之後、葭島私有地ニ付段々骨折之事』

『もんとり　平戸町
拾八帖定　六兵衛（印）
定立一ケ所』

一文政十亥年より年寄役

一天保十一子年より年寄再役

『一安政五年未年より出役ニ御苦労ニ段々相成、格別之骨折之事ニ付、依之別川付

明治六年酉五月改　』

『もんとり　向島
拾八帖定　忠右衛門（印）
定立弐ケ所』

一前々者利兵衛と申候得共、中古より改名

『もんとり　平戸町
拾八帖定　藤兵衛（印）
定立壱ケ所』

『一安政五未年より右仲ケ間出役御苦労ニ相成格別之骨折ニ付依之別川付

明次六年酉五月改　』

『もんとり　平戸町
拾八帖定　五郎兵衛（印）
定立弐ケ所』

一前々者四郎兵衛と申候得共、中古より改名

一天保八酉年より年寄役

『一安政三辰年より年寄役』

『もんとり　向島下ノ町
拾八帖定　勘兵衛（印）
定立弐ケ所』

一前々者勘十郎と申候得共、中古より改名

一右前代享保之度伊勢田村一件ニ付江戸江罷出段々骨折之事

『一安政六未年より年寄役』

（付箋）
「弾正町
三右衛門」

『もんとり　向島下ノ町
無際限　嘉右衛門（印）
定立弐ケ所』

一文政六未年伊勢田村より願一件ニ付、年寄八郎兵衛と両人江戸表江

罷出、御尋等之節々年寄代りニ諸事御答等申上、同年冬より翌申年春迄江戸御役人様方地所御見分其外種々御糺始終年寄代り御答仕、同八酉年猶又江戸表江年寄代治右衛門と罷出、右一件落着迄三郷仲間之儀壱人ニ引請候同前ニ殊之外骨折之事、但漁場境杭御打渡ニ付、江戸御役人様方御越之年者度々御呼咄御座候得共、大病ニ取敢無拠四郎兵衛を代ニ差出不審無之事

一右之外諸故障其外何事も仲ケ間之儀不掛事無之、此一代之間多分有功之事

『もんとり　弾正町　六右衛門（印）
拾八帖定』

一文化十一亥年より年寄役相勤候事

中古株之分

古株七兵衛跡買得
『もんとり　古株弥兵衛分家
十六帖定』　平戸町　新左衛門（印）

『一弘化度より年寄役ニ付、木津川筋運上取調鑑札改、村々江鑑札相渡、夫より年々上納受取骨折之事　』

古株四郎右衛門跡立
『同拾六帖定』　同弥兵衛分家
弾正町

八郎兵衛（印）

一右前々四郎右衛門、享保之度伊勢田村願立一件ニ付江戸表江罷出骨折之事

一　年寄役

一右役中文政六未年伊勢田村より願一件ニ付嘉右衛門と両人江戸表江罷出骨折之事

古株弾正町作右衛門
『同十六帖定　株譲り受　向島
定立壱ケ所』　吉兵衛（印）

古株弥兵衛分家
『同拾六帖定』　弾正町　佐兵衛（印）

古株太郎右衛門跡立
『もんとり　中古株伊兵衛分家
拾四帖定』　太郎兵衛（印）

『一古株一統江段々相頼ニ付外ニ弐帖増、都合拾六帖』

古株勘兵衛分家
『もんとり　向島
十六帖定』　四郎兵衛

一文政七申年伊勢田村より願一件ニ付、江戸御役人様方地所御見分境
杭打渡等之間、嘉右衛門病気ニ付相代罷出骨折有之事

『もんどり　古株五郎兵衛分家
拾六帖定　平戸町
定立弐ケ所』　勘右衛門（印）

『同十六帖定』　古株五郎兵衛分家
中古株善兵衛跡立
平戸町
政右衛門（印）

『同拾六帖定　中古株四郎兵衛分家
定立壱ケ所』　延享之度ニ分家致ニ付
中株ニ改
儀兵衛（印）

『同拾弐帖定　古株弥兵衛より養子ニ罷越
定立壱ケ所』　中古株立
向島
長兵衛（印）

『古株一統へ段々相頼ニ付
外ニ弐帖増、都合十四帖相定』
（付箋）
「明治六年酉五月改
一此度勘増之処、段々仲ケ間江頼出候ニ付、一統承知之上壱挺増
定立有之分　」

新株之分
『もんとり拾弐帖定』　古株弥兵衛分家
弾正町
治右衛門（印）

『古株一統へ段々相頼ニ付
外ニ弐帖相増、都合十四帖相定』
一文政七申年伊勢田村願一件ニ付、一口村之者と両人用向ニ付江戸表
江罷越
一同八酉年八郎兵衛代りニ江戸表江両度罷出骨折有之事
右ニ付上ハ平戸橋下者長建寺浜迄一統相除
（付箋）
「明治六年酉五月改
一此度勘増之処、段々仲ケ間江頼出候ニ付、一統承知之上弐挺増
定立無之分　」

古株六右衛門分家
弾正町
三郎兵衛

『もんとり十弐帖定』　中株儀兵衛分家
向島
儀右衛門（印）

『一古株一統江段々相頼ニ付

外ニ弐帖増都合拾四帖相定』
（付箋）
「明治六年酉五月改
一此度鮏増之処、段々仲ケ間へ頼出候ニ付、一統承知之上弐挺増
定立無之分　」

『もんとり　古株忠右衛門分家
拾六帖定』　向島　吉右衛門（印）

『文久元年酉四月
四つ谷村与三四郎方より養子ニ罷越、則為振舞銀金子弐拾両指出し候而仲株吉右衛門之跡立利右衛門ト替名仕候』

『もんとり　中株儀兵衛分家
拾弐帖定』　向島　忠兵衛（印）

『古株一統江相頼ニ付
外ニ弐帖増、都合拾四帖ニ相定』
（付箋）
「明治六年酉五月改
一此度鮏増之処、段々仲ケ間へ頼出候ニ付、一統承知之上壱挺増
定立有之分　」

新株儀右衛門分家　向島

『もんとり　中株伊兵衛分家
十弐帖定』　弾正町　半兵衛（印）

『一古株一統江相頼ニ付
外ニ弐帖増、都合拾四帖相定』
『一株浸木壱ケ所　平戸町
一定立場壱ケ所　中村勘右衛門より
明治十一年寅五月五日買得候』
（付箋）
「明治六年酉五月改
一此度鮏増之処、段々仲ケ間へ頼出候ニ付、一統承知之上弐挺増
定立無之分　」

『もんとり　中株佐兵衛倅ニ而百姓
拾弐帖定』　清六養子ニ成無株ニ付
新株立　平戸町　源左衛門（印）

『一古株一統江段々相頼ニ付
外ニ弐帖増、都合拾四帖相定』
（付箋）
「明治六年酉五月改　一此度鮏増之処、段々仲ケ間へ
頼出候ニ付、一統承知之上弐挺増